

献血

6月の献血

- 6月23日(日)
・デリシャス広岡吉備店 / 10時～12時・13時～16時
- 6月26日(水)
・和歌山アイコム(株) / 10時～12時・13時～14時30分
・JAありだ金屋支所 / 15時30分～16時30分

問 健康推進課 (金屋庁舎)

下水道

合併処理浄化槽設置補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

● 補助対象区域 / 公共下水道事業計画地域と農業集落排水整備地区を除く区域

● 申請受付期間 / 11月15日(金) まで
※必ず浄化槽の設置工事に着手する前に申請してください。

※予算の範囲内で補助金を交付します。予算がなくなり次第受け付け終了。

● 補助上限額
・ 5人槽 / 43万2000円

- ・ 7人槽 / 53万8000円
- ・ 8人槽以上 / 71万2000円

● 補助金受給要件

- ・ 有田川町に住居登録していること、または工事完了後に居住する者であること
- ・ 個人住宅であること (店舗併用住宅は条件により含む)
- ・ 令和2年(2020年)3月31日(火)までに設置工事を完了し、補助金に係る必要書類を提出できること
- ・ 各町税を完納していること

問 下水道課

浄化槽は適正に管理を

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

● 保守点検 (浄化槽法第10条)

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的に点検や調整、薬剤の補給・修理などの保守点検を受けなければなりません。保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者で行ってください。

● 清掃 (浄化槽法第10条)

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 法定検査 (水質検査) (浄化槽法第7条・第11条)

浄化槽は、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関(公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎63・6161)で受けてください。

問 下水道課

募集

花いっぱいコンクール
参加者募集

● 参加条件 (家庭の部) / 敷地の外
部から花壇を観賞できるようにしていること (道路などを占有しているものは対象外)

※その他、「学校の部」「地域・職場の部」があります。

● 応募方法 / 参加申請書に必要な事項を記入し、写真を添付してください。

● 応募締切日 / 7月31日(水) 必着

● その他 / 参加申込書・詳細は和歌山県ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

問 和歌山県庁県民生活課 ☎073・441・2598

広告